

日本農林規格等に関する法律施行令第十八条第三号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件 新旧対照表
○日本農林規格等に関する法律施行令第十八条第三号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準（令和４年９月２８日財務省・農林水産省告示第３３号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
次のいずれかに該当することとする。 一 有機加工食品の日本農林規格（令和４年９月１日財務省・農林水産省告示第１８号） <u>３.２に規定する有機農産物加工食品、３.３に規定する有機畜産物加工食品又は３.４に規定する有機農畜産物加工食品に該当するものであること。</u> 二 （略）	次のいずれかに該当することとする。 一 有機加工食品の日本農林規格（令和４年９月１日財務省・農林水産省告示第１８号） <u>第４条の表各項の基準に適合していること。</u> 二 （略）